病後児保育室「みんと」のご案内

幼保連携型認定こども園 おみがわこども園 OMIGAWA KODOMOEN

病後児保育「みんと」は、お子様が病気の回復期などのため、こども園、保育園、幼稚園、小学校（１年生）などの集団生活をすることが難しいお子様で、保護者が就労等の理由で家庭での保育が、できない時に　おみがわこども園内にある病後児保育室で、一時的にお預りします。

《対象児童》
保育施設・小学校に通うお子様
（生後６ヵ月～小学校１年生まで）

《対象となる病気》
風邪・気管支炎・喘息・怪我・骨折など
感染症については、感染症基準に準ずる

《開室日・開室時間》
月～金曜日　（午前９時～午後４時）
※土日、祝祭日、年末年始、園の休園日、
看護師が不在の日を除く

《利用料金》
４時間‥‥５００円
４時間以上・・１０００円
おやつ代‥‥１００円

《利用方法について》

1：　事前に登録が必要です

『①病後児保育利用登録書』、『②病後児保育に係る同意書』に、必要事項をご記入の上おみがわこども園に事前提出をお願いいたします。

2：　利用する前に予約が必要です。

・利用日の前日　15 時までに、電話で予約をしてください。（空き状況により、当日も受付いたします 9：00～）予約の際、内容の確認・お子様の健康状態などを詳しくお聞きいたします。
・かかりつけ医を受診します。意見書が必要な感染症の場合は医師に『③病後児保育に関する意見書』の作成を依頼してください。（文書料は、保護者負担になります）
その他の疾病は③病後児保育に関する登園届（保護者記入）が必要です。
・利用日当日に、おみがわこども園病後児保育室「みんと」に、『③病後児保育に関する意見書及び登園届』『④病後児保育利用申請書』を、提出してください。
・薬の投薬が必要な場合には、『⑤薬連絡票』の提出、薬剤情報提供書のコピーも必要になります。
・受け入れ時に、お子さまの体調について問診、母子手帳を確認させていただきますので、時間に余裕をもってお越しください。
・お迎えが、変更になる場合は必ず園に連絡をください（別の方が急にお迎えに来られても、お引渡しできません）

3：　キャンセルについて

・利用予定日の 8：30～9：00 までに、おみがわこども園に、その旨を連絡してください。

4：　お支払いについて

・利用料金は、おつりのないようにご準備いただき、お帰りの際お支払ください。

《当日の持ち物について》
・書類一式　　・母子手帳　　・着替え一式（下着含む）
・お弁当（症状にあったもの・市販可）※保冷バックに保冷剤を入れて
・食具（箸・スプーン等）
・飲み物（スポーツドリンク・ベビー麦茶など多めに）
・バスタオル 1 枚（2・3・4・5 歳児）
・タオルケットや毛布（2・3・4・5 歳児）※季節に応じて準備をお願いします
・布団一式（0・1 歳児）
・おむつ（必要に応じて）　・おしりふき（必要に応じて）
・粉ミルク（1 回分の量に分けて、飲む回数分）　・哺乳瓶（回数分）、マグ
・食事用エプロン、おしぼり（0・1・2 歳児）

《救急体制》
① お子様の体調に変化があった場合には、保護者様へ電話で症状を連絡します。
② 必要に応じて、ご連絡後　中田医院・石橋医院を受診する場合があります。
③ 早急な対応が必要な場合は、救急車を要請します。

ご利用時のお願い

① お子様の症状によっては定員以下であっても、お預りできない場合があります。
② 当園の、病後児保育室は一部屋の為、疾病、怪我等に関わらず同室になります。
③ 保育中、症状に変化があった場合には、お迎え時間前でも、ご連絡することがあります。
④ お子様のお弁当は、ピックや楊枝等は不可。また、ミニトマト・ぶどう等の丸いものは、のどに詰まらせないように、小さく切って入れてください。
⑤ 看護師が、利用当日に急遽お休みになる場合もあります。その時は、病後児保育室「みんと」も開室できませんので予めご了承ください。
その場合には園から、8：30 までに保護者様にご連絡いたします。
⑥ 利用連続は、7日間になります。8日目からは、新たに申請が必要になります。
⑦ おみがわこども園 HP に、書類を掲載しておりますので、ダウンロードしてお使いください。（園にも、あります）

《書類一覧》
① 病後児保育利用登録書（事前）
② 病後児保育に係る同意書（事前）
③ 病後児保育に関する意見書・登園届
④ 病後児保育利用申請書
⑤ 薬連絡票（薬がある場合のみ）
薬剤情報提供書のコピー

《予約受付先》
おみがわこども園
病後児保育室「みんと」
15 時まで
《その他問い合わせ》
9 時～16 時まで

TEL　0478-82-3555

【利用できない場合】

1. 医師による診断を受けていない場合
2. 所定の「③病後児保育に関する意見書及び登園届」を提出できない場合
3. 以下の症状がある場合

・37.5 以上の発熱がある（平熱が高い場合は、平熱+1.0℃以上）である場合
・解熱剤を使用している
・嘔吐・下痢・咳・喘鳴がひどく、脱水症状の兆候がある（喘息発作を含む）
・ほとんど飲んだり、食べたりできない
・点滴などの医療行為を行っている
・重篤な疾患で入院等の措置が必要と考えられる
・難治性の疾患で治療が継続している
・免疫抑制剤の投与中であり、免疫機能が著しく低下している
・感染しやすく、一旦感染すれば重篤になる危険性が高い
・痙攣後、医師による登園許可がでていない。（48 時間以上経過していない）
・てんかん発作が頻繁におこっている

4. 学級閉鎖期間中

【お預りできない具体例】

例）昨日 37.5℃の発熱があり、今朝は 37.9℃の発熱がある。この場合回復期とは言えず、体調が悪化していると考えられる為、お預かりできません。

例）保育施設や、小学校で熱が出て早退した当日。この場合回復期とは言えず、体調が悪いと考えられる為、その日のお預かりはできません。

例）昨日 38.7℃の発熱があり、解熱剤を使用して 37.5℃に下がった。この場合は解熱剤を使用して下げている為、回復したとは考えにくく、また熱が上がる可能性がある為お預かりできません。

例）食事・水分が十分に取れてなく元気がない場合、体調が急変する可能性があるのでお預かりできません。

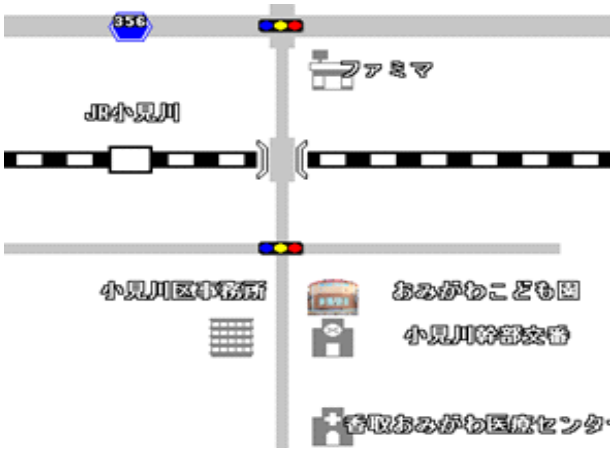

ホームページ

https://omigawakodomoen.ed.jp

病後児保育の受け入れ基準【受け入れめやす】

主な症状	受け入れの基準条件	受け入れ可能な状態
体温	・37.5℃以下 （発熱を伴う発疹がでていない）	・24 時間以内に解熱剤を使っていない ・12 時間以内に 37.5℃以上の発熱がない ・倦怠感がなく、元気である ・水分や食事がとれる ・排尿の数が減っていない ・呼吸状態が落ち着いている ・感染のおそれがないと診断されたとき
嘔吐 下痢	・ぐったりしていない ・水分などを摂取できる ・嘔吐がおさまっている ・ひどい下痢、血便がない	
咳 喘鳴	・ひどい咳がない ・異常呼吸がない ・チアノーゼがない	
骨折 脱臼	・医師による病後児保育が可能との診断がある場合	・骨折、脱臼や怪我は、保育者の介助や援助を受けながら、食事や移動ができる
その他	※ かかりつけ医師、または協力医師と相談する場合あり	

【感染症の場合】　　病後児保育に関する登園届　（保護者記入）

病名	病後児保育室受け入れめやす	登園のめやす
溶連菌感染症	・抗菌薬服用後 24 時間経過していること	・抗菌薬服用後 24 時間～48 時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	・発熱が治まっていること	・発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	・発症後１日目から	・発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（リンゴ病）	・希望があれば	・全身状態がよくなってから
ヘルパンギーナ	・発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、少しでも食事がとれること	・発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RS ウイルス感染症	・呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと	
帯状疱疹	・すべての発疹がかさぶた化していること	
突発性発疹	・発熱がないこと	・解熱し、機嫌よく全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 （ノロ・ロタウイルス等）	・嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること	
伝染性膿痂疹（とびひ）	・病変部を外用薬で処置し、浸出液がしみでないようにガーゼ等で覆ってあれば、登園可能	
インフルエンザ	・発症後４日を経過し、解熱後２日を経過していること	・発症後５日を経過し、解熱後３日（小学生は２日）を過ぎてから
新型コロナウイルス	・発症日を 0 日目として 5 日を経過し、かつ症状が軽快後　1 日を経過してから	

病後児保育に関する意見書　　（医師による記入）

水痘（水ぼうそう）	・すべての発疹がかさぶた化していること
風しん	・発疹が消失していること
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	・耳下腺、顎下腺、舌下線の膨張が発現してから、５日経過し、かつ全身状態がよいこと
麻疹（はしか）	・解熱後３日を過ぎてから
流行性角結膜炎	・結膜炎の症状が消失していること
百日咳	・特有な咳が消失していること、又は 5 日間の適正な抗菌薬による治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症 （O-157・026・0111 等）	・医師において感染のおそれがないと認められていること。5 歳未満の子どもは、2 回以上連続で便から菌が検出されなくなり、全身状態が良好であること

（こども家庭庁　「保育所における感染症ガイドライン」参照）